

レベニュー債に係る 税制措置 Q&A

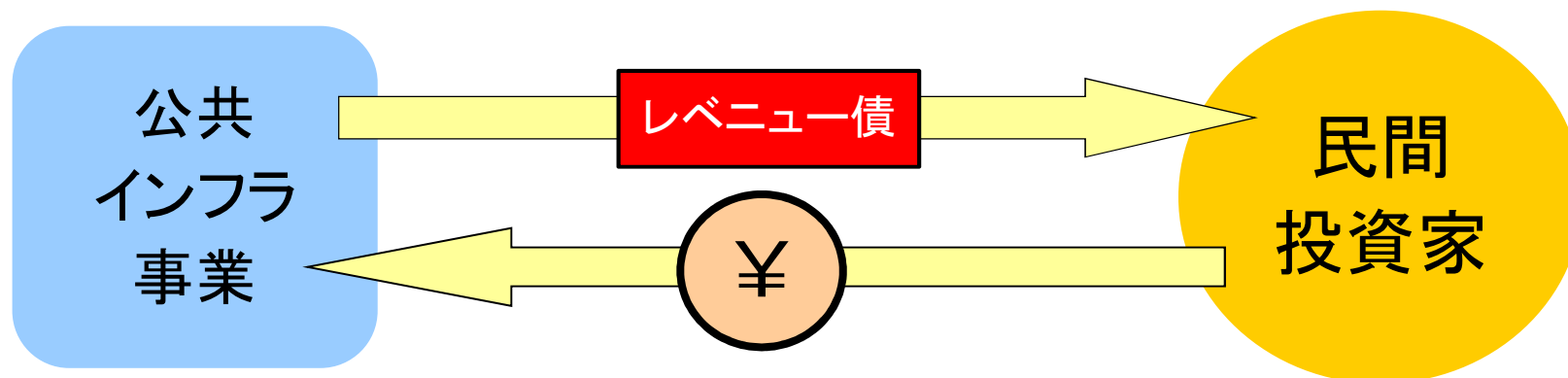
平成24年5月
金融庁



Q1:レベニュー債とは何ですか？

A1: レベニュー債とは、一般に、公共インフラ事業の事業収入を返済原資とする債券で、その元利金の支払が当該事業収入に連動するものをいいます。

- 有料道路や公営住宅などの公共インフラ事業においては、中長期の資金調達の手段をどのように多様化するかが、重要な課題となっています。公共インフラ事業の収入を返済原資とするレベニュー債は、中長期の資金調達に活用できる方法として注目されています。
- レベニュー債の発行体は、公共インフラ事業に関する事業リスクを民間の投資家に移転することが可能になります。このため、地方公共団体による債務保証のないレベニュー債により資金調達すれば、公共インフラ事業に係る資金の一般財源への依存度を下げ、地方公共団体の財政の健全化に資する効果も期待できます。
- 例えば、アメリカでは、ヤンキースタジアム建設資金の調達をはじめとして、地方債の66%で、レベニュー債が活用されています。



Q2: 海外投資家が受けるレベニュー債の利子は、どのように課税されますか？

A2: レベニュー債を含む社債等(注)の利子を海外投資家が受ける場合は、原則として非課税ですが、その利子が発行体の収益、資産、配当等に連動する場合(利益連動債)は、15%の所得税が源泉徴収されます。

但し、平成24年度税制改正により、海外投資家が次の要件を満たす利益連動債の利子を受ける場合は、非課税になりました。

- ① 東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に100%の支配関係がある内国法人(公社、株式会社等)が発行するものであること。
- ② 地方公共団体が債務保証をしないものであること。

(注) 海外投資家が受ける国債又は地方債の利子は、利益連動債であっても非課税です。また、上記は、振替制度上の債券に関する説明であることにご留意ください。

